

検針日基準への対応についての公開草案、公表—ASBJ、収益認識専門委

去る2020年12月15日、企業会計基準委員会は第111回収益認識専門委員会を開催した。

第447回企業会計基準委員会で行われた検針日基準への対応に関する審議（2020年12月20日号（No.1598）情報ダイジェスト参照）を踏まえ、企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」の文案について検討が行われた。

本誌既報のとおり、適用指針（案）には次の内容が盛り込まれる。

- ① 使用量
決算月の月初から月末までの送配量を基礎として、その月の日数に対する未検針日数に基づき日数按分により見積りができる。
- ② 単価
決算月の前年同月の平均単価を基礎とできる。

文案に対して、専門委員からはおおむね賛同が示されたが、いくつか懸念点も挙げられた。

見積手法への意見

専門委員から「使用量については気候の影響などを受けやすい。そのため、事務局が提案した見積手法は限定的であり、経営実態を表さない懸念がある。見積方法についてはもう少し幅のある書き方がよいのではないか」、「これが最善の見積りのしかたとして示されているような印象を受ける」といった懸念が示された。これに対し、事務局は「代替的な取扱いはあくまでオプションであり、この方法に従えば比較可能性を最低限損なわないものとして提示している。そのため、あまり幅広く認めてしまうと比較可能性の担保が達成できなくなるおそれがあり、前年同月比ではなく当年の送配量での見積りとした。また、明確に『できる』ことを示さなければルールにならないと考えている」と回答した。

別の専門委員は「比較可能性の担保」、「コストの低減」の必

要性には理解を示しつつ、「見積手法は本来各企業が自社の実態を踏まえて検討するものであり、今回の文案は基準として規定すべき以上のところまで踏み込んでしまっているのではないか」との懸念を示した。これに対し、事務局は「まさに指摘のとおりだが、一方で、現場の監査人から見積りの監査の困難性を報告されている実情は重く受け止める必要がある。業界全体のコストを下げることとなるのであれば、ASBJとして対応すべき」との考えを述べた。

適用範囲への意見

文案では、代替的な取扱いを認める対象となる場合を次のように記している。

毎月、月末以外の日に実施する検針による顧客の使用量に基づき顧客に対する請求（例えば、電気事業やガス事業における分散検針による請求）が行われる場合、（以下略）

これについて専門委員から「この書き方だと電力・ガス以外の事業にも適用できるような印象を受ける。他業種でも適用可能との誤解を避けるためにも、今回の取扱いが限定的であること」を明示すべきではないか」との

指摘があった。これに対し、事務局は「検討する」とした（最終案で意見が反映されている）。

親委員会での公表議決

去る2020年12月24日に行われた第448回親委員会では、専門委員会の意見をもとに修正された文案が示され、審議

が行われた。

委員全員の賛成で公表議決された（2020年12月25日公表。コメント期限は2月25日。https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/2020/2020-1225.html参照）。

会計

株式報酬に関する実務対応報告等、1月に最終化へ—ASBJ、実務対応専門委

去る2020年12月23日、企業会計基準委員会は第137回実務対応専門委員会を開催した。9月11日に公表された実務対応報告公開草案60号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」（以下、「実務対応報告」という）等に寄せられたコメントへの対応案と文案について、前回（本誌2021年1月1日号（No.1599）情報ダイジェスト参照）寄せられた意見を踏まえ、コメントへの対応案と文案の修正に関する提案が事務局より行われた。また、「公表にあたって」の文案が示された。

通株式として取り扱わない理由を示してほしいとの意見を踏まえ、実務対応報告53項（公開草案52項）に、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定においてストック・オプションと同様に取り扱うとした理由を追記することとした。

(2) 対象勤務期間の定義

対象勤務期間の定義に関して、定義の記載と結論の背景のお書きの関係性について明確化するべきであるとの意見を踏まえ、定義に関する文言を修正したほか、実務対応報告33項（公開草案32項）に次の傍線部の箇所を追記することとした。

コメントへの対応案・文案

(1) 1株当たり情報に関する注記事後交付型を条件付発行可能普

（前略）「対象勤務期間」を、通常は契約において定められた期間となる」とした。（中略）

なお、対象勤務期間は、株式の発行等と引換えに提供されるサービスの提供期間であり、契約において対象勤務期間が定められているか否かに関わらず、勤務条件や業績条件を考慮して、条件を達成するために実質的に取締役等の勤務が求められる期間となると考えられる。

専門委員からは、対象勤務期間の定義について「通常は契約で定められた期間であるが、も

会計

投信等の時価に関する公開草案は1月公表へ

ASBJ、金融商品専門委

去る2020年12月18日、企業会計基準委員会は第164回

金融商品専門委員会を開催した。これまでに引き続き、投資信託の時価の算定に関する取扱いについて審議が行われ、改正企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の公開草案の文案について、検討が行われた。

なお、会議冒頭で事務局から、本公開草案については、2021年1月15日の親委員会での公表議決を目標としているとの説明があった。

し実態が異なる場合にはそれに即すという趣旨をより明確にしていた方がいい」といった意見が挙げられた。

親委員会での審議

去る2020年12月24日に行われた第448回親委員会で、コメント対応案および文案が示され、審議が行われた。

事務局からは、公開草案と大筋で変更はなく、1月15日開催予定の親委員会で最終化の公表議決をしたい旨が示された。

主な審議内容は次のとおり。

投資信託共通の取扱い

(1) 調整表の注記

投資信託の時価の合計額について、重要性がない場合を除き、期首残高から期末残高への調整表の注記を求めることについては、前回の専門委員会(2020年12月20日号(No.1598)情報ダイジェスト参照)で疑問を呈する意見もあつたものの、文案を修正せず、公開草案で意見を募集することとされた。

なお、連結財務諸表において調整表の注記を行っている場合

投資のハナシ
裏表

オプションの価格③

三田 哉

$$ds/S = \mu dt + \sigma db$$

最も広く使われている株価モデル

は、ブラック・ショールズ式導出に際しての株価変動の前提とされていることはすでに書いた。これをBSモデルと呼ぼう。このBSモデルは計算には便利だが、「ボラティリティは一定、株価リターンは正規分布」という前提ゆえに、実際の株価の動きが表現できていない。それが、オプション取引をしている人々にとって昔から問題となっている。

有名なのがボラティリティストラクチャーの存在である。上場日経225オプションの価格から逆算したインプライドボラティリティは行使価格による違いが観測される。これが、一貫した傾向を持って持続的に観測されるのでボラティリティストラクチャーと呼ばれている。BSモデルに使用されるボラティリティは「オプション満期までの将来ボラティリティ」である。だから、価格から逆算されるインプライドボラティリティは、市場の予想ボラティリティなのであり、行使価格帯によって異なる数値が得られて

しまう状況は、モデルの前提と矛盾しているのである(具体的に行使価格が低くなるほどインプライドボラティリティが高くなる傾向にある)。

この事実が、簡略さを優先したBSモデルの限界を示している。それゆえ、ジャンプ過程を取り込んだり、可変ボラティリティを取り込んだりするなりして、現実の株価変動により近いモデルが模索されてきた。しかし、現実とのフィットを求めると、決定すべきパラメータが増えるという別の問題が生じる。つまり、将来ボラティリティの見積りどころか、正しい株価モデルの決定さえもままならないのである。

オプション価格の計算法は、会計的に使用する限りにおいては、客観性があれば十分だろうが、裁判で争点となる公正さを証明する場合は、簡略さは無視してもよく、精緻さのみが必要とされるはずである。公正価格とは、「簡便に計算式から自動的に得られる客観的な価格」ではなく、「売り手にも買い手にも超過利益が発生しない価格」のはずだ。だから、会計上の手順に

作った「BSモデルにヒストリカルボラティリティを使って得られたオプション価格」が公正価格であり得ないことはおわかりいただけるであろう。広範囲に利用されているという理由でBSモデルの使用は許容できるとしても、ヒストリカルボラティリティの使用は論外だ。そもそも、BSモデルはそんな使い方を想定したものではなく、明らかな誤使用なのである。

では、公正価格を知るにはどうすべきか? オプションリーダーの重要な任務にアスク・ビッド(売り値・買い値)の提示がある。トレーダー提示価格が公正価格というつもりはないが、少なくともトレーダーが、「この計目的に使用する限りにおいては、客観性があれば十分だろうが、裁判で争点となる公正さを証明する場合は、簡略さは無視してもよく、精緻さのみが必要とされるはずである。公正価格とは、「簡便に計算式から自動的に得られる客観的な価格」ではなく、「売り手にも買い手にも超過利益が発生しない価格」のはずだ。だから、会計上の手順に

には、個別財務諸表への記載を要しないこととされた。

(2) 投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合の取扱い

投資信託財産が金融商品である投資信託および投資信託財産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用するかについては、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって、企業が判断することとされた。

適用時期

原則的な適用時期を2022年3月31日以後終了する連結会計年度とする事務局提案に対し、前回の親委員会(2020年12月20日号(No.1598)情報ダイジェスト参照)で「さらに1年後ろ倒したほうがよい」といった意見が出されていたが、事務局提案を修正せず、公開草案で意見を募集することとされた。

経過措置

今回の改正適用指針を年度末の連結財務諸表および個別財務諸表から適用する場合には、適用初年度における投資信託の貸借対照表計上額の合計額、およびそれについての期首残高から期末残高への調整表等の注記を省略することができる。

この場合、適用初年度の翌年度

においては、連結財務諸表および個別財務諸表にあわせて表示される

会計

グループ通算制度における表示および注記について検討

—ASBJ、税効果会計専門委

去る2020年12月16日、企業会計基準委員会は第67回税効果会計専門委員会を開催した。引き続き、グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取扱いが検討された。

グループ通算制度に関する会計基準の開発に係る基本的な方針

これまでの審議において、グループ通算制度を適用する企業グループ内の会社全体を1つの納税主体として取り扱うこととしていたが、「納税主体そのものではなく、全体を1つの納税主体に準ずるものとして整理するほうが適切ではないか」といった意見が挙がっていた。

これを踏まえ、「納税申告書の作成主体」に対して税効果会計を適用するのではなく、「課税される単位」、すなわち「通算グループ内のすべての納税主体を1つに束ねた単位」に対して税効果会計を適用することとされた。

る前連結会計年度および前事業年度に関する注記を要しない。

表示および注記

(1) 表示

グループ通算制度における表示について、事務局より次の事項を連結納税制度と同様の取扱いとする旨の提案がされ、おおむね同意を得た。

- ・連結財務諸表における繰延税金資産および繰延税金負債の相殺表示
- ・個別財務諸表の通算税効果額の表示
- ・個別財務諸表の通算税効果額に関する債権・債務の表示

(2) 注記

① グループ通算制度特有の注記

グループ通算制度を適用したこと(取りやめたこと)および適用していることについて、重要性が乏しい場合を除き、税効果会計の注記または追加情報として記載する。

この点、専門員からは、「注記または追加情報として記載」とするのではなく、注記に一本化したほうがよい」といった意見が挙がった。

② 保証債務

グループ通算制度において、各会社が連帯納付義務を負っているのは連結納税制度と同様であるが、債務者が親会社とは限らず、通算グループ内の他の子会社が債務者となることもあり

この点、専門員から賛意が示された一方、「この注記は不要」といった意見も挙がった。

国際会計

顧客との契約からの契約資産・負債の会計処理に関する企業結合のED、公表—FASB

去る2020年12月15日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「企業結合(トピック805)―顧客との契約からの契約資産と契約負債の会計処理」(以下、「本公開草案」という)を公表した。

本公開草案の概要

本公開草案は、企業に「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」に従って企業結合

本公開草案公表の経緯

現行では、企業結合における資産と負債について認識時期と測定方法のガイダンスが提供されているが、顧客との契約から生じる契約資産と契約負債に特化したガイダンスは提供されていない。

で取得した契約資産と契約負債を認識し、測定することを要求している。被取得企業の取得前の財務諸表に認識され測定された方法と一貫して、取得した契約資産と契約負債を認識し測定することになる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年12月15日	「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)ほか1件の一部改正(案)に対する意見募集	国税庁	2023年のインボイス制度導入に伴い、仮払消費税等の経理処理に関する事項に対応し、所要の整備を図ったもの。コメント期限は2021年1月13日。 https://public-comment-e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410020072&Mode=0	—
2020年12月16日	企業の健全なリスクテイクに対する監査等委員会の関与の在り方	監査役協会	中期経営計画等を含む経営基本戦略、リスク投資、サステナビリティガバナンスの論点について、監査等委員会が果たすべき実践的役割や執行側との議論を行う際の工夫などの実務運営上の取組み等を取りまとめたもの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-550.html	—
2020年12月16日	企業集団における不祥事防止を切り口とした監査体制強化の在り方	監査役協会	各社の監査体制等に関するアンケートの結果から、不正事例、監査実態、監査役等が取るべきコミュニケーション等を取りまとめたもの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-549.html	—
2020年12月17日	「令和元年会社法改正に伴う上場制度の整備について」に対する意見募集	東証	会社法改正を踏まえ、社外取締役を1名以上確保することを義務づけるなど、上場制度の所要の整備を図ったもの。コメント期限は2021年1月18日。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20201217-01.html	—
2020年12月21日	令和3年度税制改正の大綱		与党「令和3年度税制改正大綱」を受けて閣議決定されたもの。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf	—
2020年12月23日	ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集に対する意見募集	経産省	ハイブリッド型バーチャル株主総会の実務への浸透を図るため、2020年の株主総会における実施事例や運用における考え方等を盛り込んだもの。コメント期限は2021年1月22日。 https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201223001/20201223001.html	—
2020年12月24日	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)等	金融庁	その他の記載内容について監査人の手続を明確にすること等に対応し、所要の改正を図るもの。あわせて開示府令も改正される。コメント期限は1月22日。 https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201224.html	—
2020年12月25日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	電子記録移転権利の発行・保有に係る会計上の取扱いについて公開草案の公表目標を2021年3月とすること、グループ通算制度の導入を踏まえた新たな実務対応報告について公開草案の公表目標を2021年2月とすること等が明記された。 https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html	—

対象になるだろう。ところが、金融のグローバル化が進んだ現在では、世界の多くの投資家が参加する株式市場やその動向が、経済や金融の世界のシグナルとして注目を集める時代になっている。そして、株式流通市場の動向を集約するものが株価、株価指数となり、世界各国の株価動向が証券市場の動向と同一視される。

昨年、世界の株価は中国市場を除き、ほぼ同様の歩調をたどった。結果的にN字型の推移となったが、年末段階で年初来高値を更新した国と更新できなかった国に分かれ、Nの字型には少し違いが出た。高値更新となった市場は、米、日本、インド、韓国、台湾など、アジア勢が中心となった。他方、欧州勢はほとんど高値を更新できなかった。

昨年はコロナ禍により、世界的な株価の暴落を記録し、不況のなかで、株価の回復を探ることになった。各国政府、中央銀行の経済対策とコロナ禍の不透明な行方との綱引き状態が続いている。投資家は、豊富な資金が株式投資に向かっているとの確信を強め、先行きの不安がありながら、買い上がりに出て、

成功を取めたとの見方もある。このような昨年末の成功の余韻で、年初は世界的な株高が続くことが予想される。そんななか、最初の関門はバイデン米新政権の始動であり、株式市場はその政策を評価できる展開になるかが注目される。

次いでコロナ禍の動向である。経済活動を抑制せざるを得ない状況が続けば、やはり株式市場にも影響が生じるだろう。すでに多くの投資家は不景気の株高に不安心理の状態にあり、少しのマイナス材料にも反応する可能性を指摘する声もある。新年は例年高値だが、第1四半期中に世界的な株価調整が訪れる公算は大きいとの見方がある。その後の世界の株価は世界経済の動向、コロナ禍の推移次第で、上下どちらの可能性も存在すると考えられる。

おまけと目次

本誌2021年1月1日号(No.1599)第1特集にて誤りがありました。読者の皆様および執筆者の方に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

◆31頁1段目10～12行目
 (調)：企業会計基準21号「企業会計結合に関する会計基準」…
 (正)：企業会計基準21号「企業結合に関する会計基準」…